

## 独立行政法人日本学術振興会に関する省令変更案（新旧対照表）

・変更部分は赤字で下線。

| 独立行政法人日本学術振興会に関する省令（変更後）<br>（平成十五年十月一日文部科学省令第四十八号）   | 独立行政法人日本学術振興会に関する省令（変更前）<br>（平成十五年十月一日文部科学省令第四十八号）   |
|--|--|
| <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人日本学術振興会に関する省令を次のように定める。</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>附 則<br/>（施行期日）<br/>第1条（略）</p> <p>（成立の際の会計処理の特例）<br/>第2条（略）</p> <p><u>（共通事項の経理）</u><br/><u>第2条の2 振興会は、振興会法附則第2条の5の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該区分に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と共通の事項であるため、当該勘定に係る部分を区分して経理することが困難なときは、当該事項については、文部科学大臣の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して経理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより経理することができる。</u></p> | <p>独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条並びに独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人日本学術振興会に関する省令を次のように定める。</p> <p>第1条～第15条（略）</p> <p>附 則<br/>（施行期日）<br/>第1条（略）</p> <p>（成立の際の会計処理の特例）<br/>第2条（略）</p> |

独立行政法人日本学術振興会 業務方法書変更案（新旧対照表）

・変更部分は赤字で下線。

| 業 務 方 法 書（変 更 後）   | 業 務 方 法 書（変 更 前）   |
|--|--|
| 第1章～第4章（略）   | 第1章～第4章（略）   |
| <p><b>第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項</b></p> <p><u>（先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金）</u></p> <p><u>第15条 振興会は、国から交付される補助金により設けられた先端研究助成基金により、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成を行う。</u></p> <p><u>2 振興会は、国から交付される補助金により設けられた研究者海外派遣基金により、有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、優秀若手研究者海外派遣事業及び組織的な若手研究者等海外派遣プログラムを実施する。</u></p> <p><u>3 振興会は、補助金の交付又は事業の実施に必要な事項について、別に取扱要領を定める。</u></p> <p>（業務細則の作成）</p> <p><b>第16条</b> 振興会は、この業務方法書に定めるものの他、振興会の業務の実施に必要な細則については、別に定める。</p> <p><b>附 則</b><br/>この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b><br/>この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成19年3月30日から適用する。</p> <p><b>附 則</b><br/><u>この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成21年〇月〇〇日から適用する。</u></p> | <p><b>第5章 その他振興会の業務の執行に関して必要な事項</b></p> <p>（業務細則の作成）</p> <p><b>第15条</b> 振興会は、この業務方法書に定めるものの他、振興会の業務の実施に必要な細則については、別に定める。</p> <p><b>附 則</b><br/>この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。</p> <p><b>附 則</b><br/>この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成19年3月30日から適用する。</p> |

独立行政法人日本学術振興会 中期目標変更案（新旧対照表）

・変更部分は赤字で下線。

| 中 期 目 標 （ 変 更 後 ）   | 中 期 目 標 （ 変 更 前 ）                  |
|---|------------------------------------|
| 第一 独立行政法人日本学術振興会の果たすべき役割  | 第一 独立行政法人日本学術振興会の果たすべき役割           |
| 第二 中期目標の期間  | 第二 中期目標の期間                         |
| 第三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項  | 第三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 |
| 1 総合的事項（略）  | 1 総合的事項（略）                         |
| 2 学術研究の助成（略）  | 2 学術研究の助成（略）                       |
| 3 研究者の養成（略）   | 3 研究者の養成（略）                        |
| 4 学術に関する国際交流の促進（略）  | 4 学術に関する国際交流の促進（略）                 |
| 5 学術の応用に関する研究の実施（略）   | 5 学術の応用に関する研究の実施（略）                |
| 6 学術の社会的連携・協力の推進（略）   | 6 学術の社会的連携・協力の推進（略）                |
| 7 国の助成事業に関する審査・評価の実施（略）   | 7 国の助成事業に関する審査・評価の実施（略）            |
| 8 調査・研究の実施（略）   | 8 調査・研究の実施（略）                      |
| 9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用（略）   | 9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用（略）          |
| 10 前各号に附帯する業務（略）  | 10 前各号に附帯する業務（略）                   |
| <p>11 <u>平成21年度補正予算（第1号）に係る業務</u></p> <p><u>（1）将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進するため、国から交付される補助金により「先端研究助成基金」を設け、総合科学技術会議が決定した運用に係る方針を踏まえた文部科学大臣が定める基金運用方針に基づき、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成を行う。その際、研究資金の柔軟な使用を可能とする。</u></p> <p><u>（2）将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、国から交付される補助金により「研究者海外派遣基金」を設け、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うために若手研究者を海外に派遣する。</u></p> |                                    |
| 第四～第六（略）  | 第四～第六（略）                           |

独立行政法人日本学術振興会 中期計画変更案（新旧対照表）

・変更部分は赤字で下線。

| 中 期 計 画 （ 変 更 後 ）  | 中 期 計 画 平成21年3月31日改正（変 更 前）                     |
|--|---|
| 第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置  | 第一 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 |
| 1 総合的事項（略）   | 1 総合的事項（略）                                      |
| 2 学術研究の助成（略）   | 2 学術研究の助成（略）                                    |
| 3 研究者の養成（略）  | 3 研究者の養成（略）                                     |
| 4 学術に関する国際交流の促進（略）   | 4 学術に関する国際交流の促進（略）                              |
| 5 学術の応用に関する研究の実施（略）  | 5 学術の応用に関する研究の実施（略）                             |
| 6 学術の社会的連携・協力の推進（略）  | 6 学術の社会的連携・協力の推進（略）                             |
| 7 国の助成事業に関する審査・評価の実施（略）  | 7 国の助成事業に関する審査・評価の実施（略）                         |
| 8 調査・研究の実施（略）  | 8 調査・研究の実施（略）                                   |
| 9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用（略）  | 9 広報と情報発信の強化及び成果の普及・活用（略）                       |
| 10 前各号に附帯する業務（略）   | 10 前各号に附帯する業務（略）                                |
| <p><u>11 平成21年度補正予算（第1号）に係る業務</u></p> <p><u>（1）先端研究助成業務</u></p> <p><u>将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究を集中的に推進するため、平成21年度補正予算（第1号）により交付される補助金により、先端研究助成基金を設け、我が国の先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のために必要な助成を行う。その際、研究資金の柔軟な使用を可能とする。</u></p> <p><u>（2）研究者海外派遣業務</u></p> <p><u>将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成21年度補正予算（第1号）により交付される補助金により、研究者海外派遣基金を設け、我が国の大学等研究機関の国際化を図るとともに、我が国の競争力強化の源となる人材の育成を行うため、若手研究者を海外に派遣する。</u></p> <p><u>① 優秀若手研究者海外派遣事業</u></p> <p><u>我が国の大学等研究機関に所属する助教等常勤研究者及び日本学術振興会特別研究員を対象として、海外の優れた大学等研究機関において研究を行い、海外の研究者と切磋琢磨する機会を提供するため、滞在費等を支援する。</u></p> |   |

② 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

海外の学術研究機関と協力関係を有する我が国の大学等研究機関が、  
将来研究者を志す大学生の研さん、大学院生等若手研究者の研究活動のため  
の海外派遣を計画し、組織的に派遣することを支援する。

第二～七 (略)

第二～七 (略)